

令和3年9月15日

小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針

小金井市子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づき、小金井市子ども・子育て会議の委員で構成する子どもの居場所部会が設置され、令和2年10月21日から令和3年7月16日までの間、計7回にわたり、子どもの居場所のあり方について議論されました。

本指針は令和3年8月9日付けで小金井市子ども・子育て会議会長から小金井市長宛てに子どもの居場所部会審議内容についての報告を受け、本市として、その審議内容を尊重して定めるものです。

1 はじめに

子どもの権利の保障に資するため、すべての子どもに居場所があることを目指し、家庭、地域、教育機関、市が一体となり、取り組んで行くための指針を示します。

2 子どもの居場所とは

子どもの居場所とは、子どもが「居たい」、「居られる」、「また行きたい」と感じる場所です。あえてつくる場所のみではなく、本来は子どもが居る場所はどこでも子どもの居場所です。

あらゆる年代の個性豊かな子どもそれぞれにとって、その誰もが安らげるような居場所が見つけられるように多種多様な居場所が必要です。

そして、予約や事前登録が不要で、無償で利用できる居場所が、子どもの徒歩圏にあること、同時にその情報が子どもと保護者に届くよう努める必要があります。

3 大切な視点

(1) すべての子どもに居場所があること

子どもは様々です。どの子にも、どこかに居心地がよい場所があることが必要です。例えば、学校の居心地が悪い子は、その他に安心して過ごせる居心地のよい場所を見つけられるように多様な居場所が必要です。

(2) 安全安心であること

ア 子どもが安全に過ごす場所があることが保護者の安心です。ただし、子どもの年代等により必要な安全の内容は変わります。大人が當時一緒にいなくても、目の端でそっと見守る、子どもが助けを求めれば対応してくれる人がいる、というような子どもが安心できる居場所が必要です。

イ 子どもが暮らすまちは、生活圏自体が安全であることも必要です。往復の経路も安全であるべきです。

(3) 子どもの意見を大切にする場所であること

ア 子どもの居場所は、子どもが普段以上に自由に意見が言えること、また、大人は子どもの意見に積極的に耳を傾ける場づくりが求められます。

イ 子どもは、自分の意見をきちんと言える子ばかりではありません。子どもが聞いてほしいことを気軽に話し、相談できることが大切です。子どもの言葉に積極的に耳を傾ける大人がいて、それができる機会を提供できるような居場所が必要です。

(4) 実現可能で持続可能であること

子どもの居場所は、時代や社会情勢によって、求められることが変わります。時代とともに移り変わるニーズに応え続けられるように、子どもを取り巻く環境そのものを「子どもの居場所」と捉え、地域社会の理解や協力を得ながら、家庭、地域、教育機関、市が一体となり、実現し持続していくことが重要です。

4 今後の取組

(1) 子どもが暮らすまちは、安全であること

子どもを見守る地域づくりに引き続き取り組みます。

事故が起きにくいようなまちづくりや、道路環境整備に努めます。

(2) 子どもの居場所づくりや運営に対して支援すること

市の既存制度の見直しや助成制度等の拡充を含め、子どもの居場所づくりや運営に対する支援の充実に努めます。

他機関の助成制度や他自治体での取組等についての情報共有にも努めます。

施設・場所の確保についても支援に努めます。

(3) 子どもの居場所に関する中間支援体制を充実すること

子どもの居場所に対する子どものニーズを把握しながら、居場所に係わっている人、これからやりたい人、支援したい人が情報交換し、つながりあうことができるような中間支援体制（※）の充実に努めます。

(4) 子どもの居場所の周知に協力すること

子どもが気軽に居場所の情報やその特色を知ることができるよう努めます。

子どもも保護者もそれぞれの求める居場所を探すことができるよう努めます。

※ 中間支援体制

本指針中、中間支援体制とは地域の行政や金融機関、N P O、企業等の地域の多様な主体がお互いのメリットを生かすとともに、互いの不足要素を補い合いながら協力・連携し、安定して継続的に「地域づくり活動」を支援するような体制を言います。